

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第16回島根海区漁業調整委員会が平成20年3月11日に島根県民会館で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許内容等の事前決定について（諮問）

（公聴会）

2. 島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許内容等の事前決定について（答申）

漁業法の規定により、島根海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間の告示案が当委員会に諮問されました。

告示件数は、定置漁業が20件、区画漁業が37件予定され、免許の申請期間は4月1日から6月30日、免許される漁業権の存続期間は平成20年9月1日から平成25年8月31日までです。

答申に当たり、関係者の意見を聴く公聴会が開催されましたが、出席者が無く、終了されました。

告示案は島根海区における地元の要望が十分反映されており、特に意見を述べる必要がなかったものと判断されました。

公聴会終了後、本諮問に対し、本件に係る知事の諮問に対し、異議の無い旨の答申がなされました。

3. 島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

県では、悪質な密漁対策として、国の漁業法等改正にあわせ本県漁業調整規則改正作業を行ってきましたが、このたび、国との打ち合わせも終わり、本委員会に改正案の諮問が行われました。

委員会は、異議のない旨の答申をすることとしました。

この答申を受け、県は水産庁に対し島根県漁業調整規則の一部改正について認可申請を行い、国の認可を受けた後、規則改正の公布を行い、4月1日から施行することになります。

なお、この規則の改正は国の漁業法及び水産資源保護法の一部改正にあわせ、県漁業調整規則に違反する無許可操業等に対する罰則を大幅に引き上げるもので、先の事務局だよりで紹介した内容と同様です。